

建設業における労働災害の発生状況と 災害防止の具体策

林 守 彦

建設業における労働災害は、長期にわたって減少傾向を示してきている。特に、平成23年の死亡者数については、過去最少となった平成22年をさらに下回ったものの、休業4日以上死傷者数については、一転増加となり、前年を大幅に上回るという非常に憂慮すべき状況となった。

また、東日本大震災をはじめ、台風や豪雨による自然災害の復旧復興関連工事からの労働災害の発生が懸念されることから、工事施工にあたっては特別な対応が求められている。

今年、建設業労働災害防止協会（以下当協会という。）が策定した第6次建設業労働災害防止5カ年計画の最終年度となり、その目標を達成するべく様々な労働災害防止活動を展開していくこととしている。
キーワード：死亡災害、三大災害、建設機械等災害、復旧復興工事、リスクアセスメント

1. はじめに

建設産業を取り巻く経済環境は、公共工事の見直し、不況による民間投資の減少等により、一段と厳しい状況に置かれているのが現状である。しかし、いかなる状況にあっても人命尊重という基本理念のもと、労働災害は絶対にあってはならないものである。

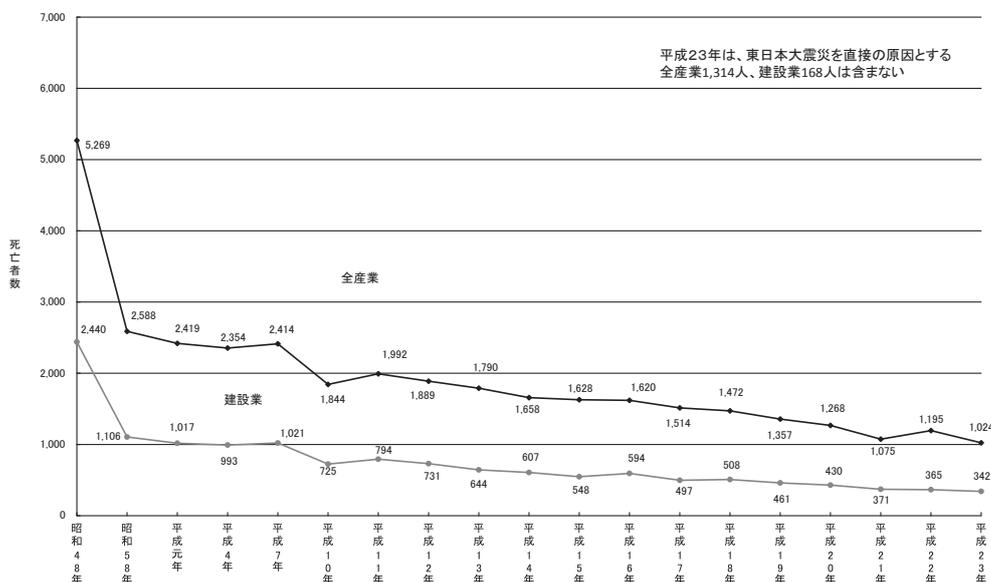
今後も、建設産業がわが国の基幹産業として健全に発展を続け、より豊かな経済・社会の実現に貢献していくためには、労働災害防止は必要不可欠のものである。

昨年3月の東日本大震災をはじめ台風、集中豪雨に

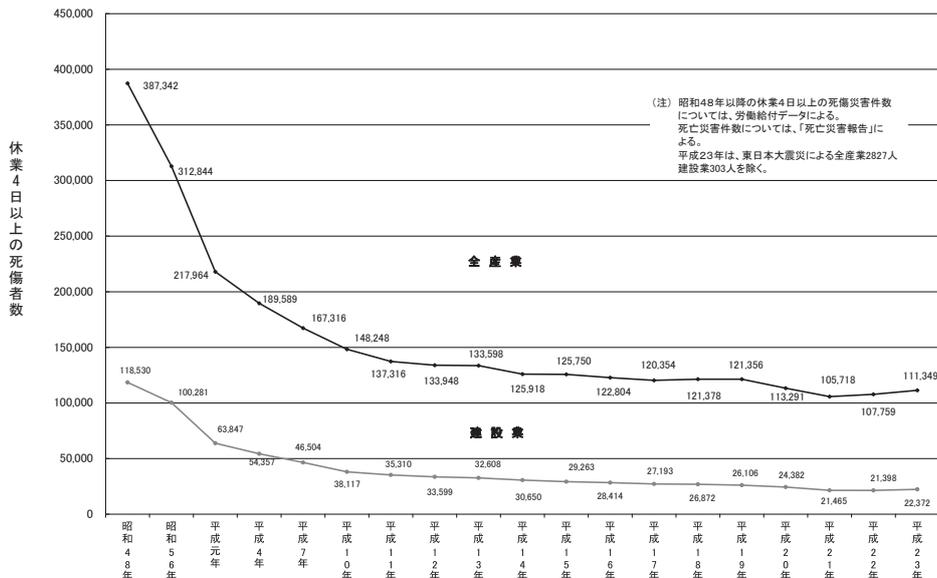
よる自然災害による被災地の復旧復興工事での労働災害の多発が懸念される。特に、作業床が十分に確保されない場所、複数の工事が近接・密集して行われる場所等での労働災害防止対策の徹底が求められるところである。

2. 平成23年における建設業の労働災害

(1) 平成23年の建設業における労働災害の発生状況
建設業の労働災害による死亡者数は342人で、過去最少となった昨年をも下回る状況となった（図—1）。



図—1 死亡者数の推移（昭和48年～平成23年）



図一 死亡者数（休業4日以上）の推移（昭和48年～平成23年）

一方、休業4日以上死傷者数は、着実に減少傾向にあったものの、昨年より974人（4.6%）の増加の22,372人となった（図一2）。

また、全産業の労働災害に占める割合は、死亡災害で33.4%、休業4日以上死傷災害で20.1%と依然として高い割合を占めている（図一3、4）。

〈注：死亡者数・死傷者数とも、東日本大震災を直接の原因とするものを除く。〉

①三大災害による死亡災害

建設業の死亡災害（342人）を種類別発生状況で見ると、墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害のいわゆる三大災害は、墜落・転落災害が155人（45.3%）、建設機械・クレーン災害44人（12.9%）、倒壊・崩壊災害26人（7.6%）で、三大災害による死亡災害が全体の65.8%を占めている（図一5）。

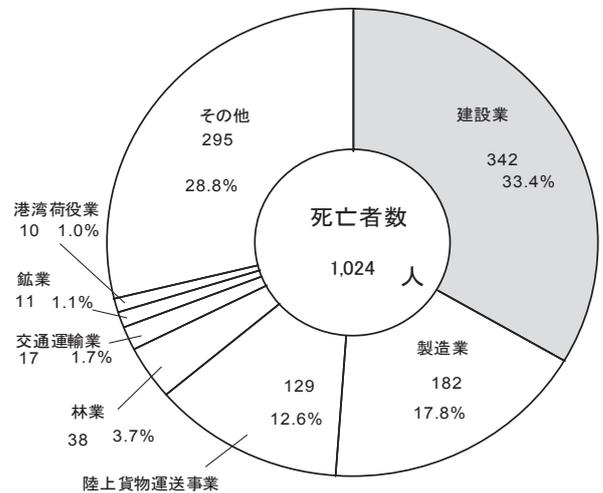
建設業における死亡災害は、着実に減少してきているものの、三大災害が建設業全体に占める割合の傾向はほとんど変わらない数値を示している。

②建設機械・クレーン等災害の発生状況

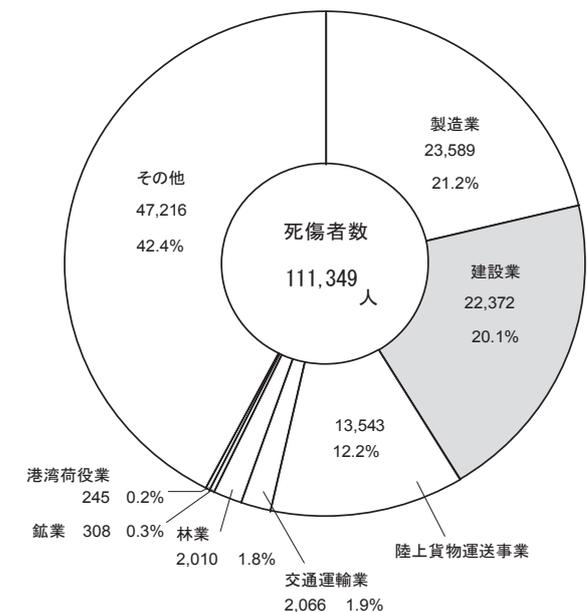
三大災害の発生状況で記したとおり、平成23年では44人が被災し、土木工事と建築工事それぞれ19人（43.2%）、設備工事で6人（13.6%）となっている。

特に、ドラグショベルの後進時や旋回時のはさまれ・巻き込まれが21人（47.7%）、旋回時等の激突が12人（27.3%）、機械の転倒が5人（11.4%）と建設機械・クレーン等災害の85%を超える状況となっている。

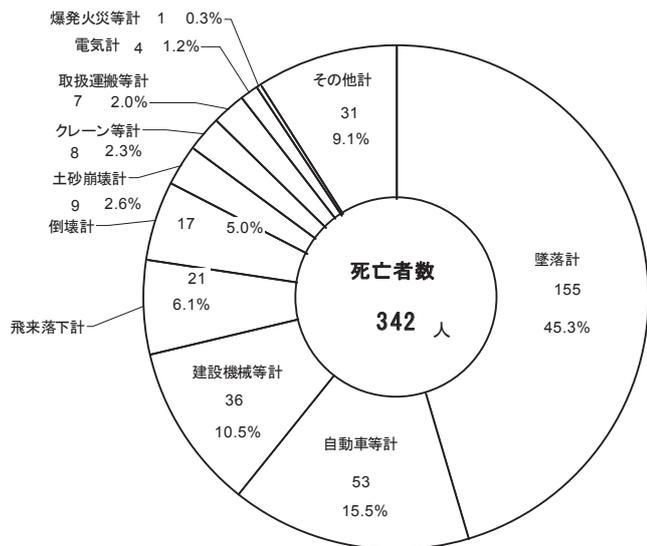
また、建築物等の解体作業で7人（15.9%）の発生があり、はさまれ・巻き込まれや機械の転倒による災害が目立っている。



図一3 業種別死亡災害発生状況（平成23年）



図一4 業種別死傷災害（休業4日以上）発生状況（平成23年）



図一 5 災害の種類別死亡災害発生状況 (平成 23 年)

③工事の種類別・災害の種類別発生状況

工事の種類別死亡災害は、土木工事が115人(33.6%)、建築工事が155人(45.3%)、設備工事が72人(21.1%)となっている。

土木工事では、道路建設工事が24人(20.9%)、橋

梁建設工事が16人(13.9%)、河川土木工事が10人(8.7%)となっている。建築工事では、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事が57人(36.8%)、木造家屋等建築工事が37人(23.9%)となっている。設備工事では、機械器具設置工事が21人(29.2%)、電気・通信工事が17人(23.6%)となっている(表一)。

一方、災害の種類別でみると、土木工事では、墜落・転落によるものが37人(32.2%)で最も多く、建設機械等と自動車等によるものがそれぞれ17人(14.8%)、飛来落下によるものが13人(11.3%)となっている。

建築工事では、墜落・転落によるものが90人(58.1%)と圧倒的に多く、自動車等によるものが21人(13.5%)、建設機械等によるものが15人(9.7%)となっている。

設備工事では、墜落・転落によるものが28人(38.9%)、自動車等によるものが15人(20.8%)となっている(表二)。

また、建設業においても交通災害が後を絶たない状況にあり、自動車等による災害が合計53人のうち92.5%の49人が工事現場以外での交通事故等による

表一 1 工事の種類別死亡災害発生状況 (平成 22 年・23 年)

年別	工事の種類	土木工事											建築工事					設備工事			分類不能	合計			
		水力ダム	トンネル	地下鉄	鉄道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	小計	ビル建築	木造家屋	建築設備	その他	小計	電気通信			機械設置	その他	小計
22年	死亡者数	1	2	0	1	14	30	15	12	8	18	4	35	140	49	35	7	65	156	22	13	34	69	0	365
	割合(%)	0.7	1.4	0.0	0.7	10.0	21.4	10.7	8.6	5.7	12.9	2.9	25.0	100.0 (38.4)	31.4	22.4	4.5	41.7	31.9	18.8	49.3	100.0 (18.9)	0	100.0	
23年	死亡者数	2	3	0	1	16	24	10	9	1	9	5	35	115	57	37	9	52	155	17	21	34	72	0	342
	割合(%)	1.7	2.6	0.0	0.9	13.9	20.9	8.7	7.8	0.9	7.8	4.3	30.4	100.0 (33.6)	36.8	23.9	5.8	33.5	100.0 (45.3)	23.6	29.2	47.2	100.0 (21.1)	0	100.0

(注) 1. 各欄の割合は、土木工事、建築工事、設備工事それぞれの小計に対するものの割合
 2. 小計欄の割合のうち、()内は小計が全体に占める割合
 3. 各項目における割合の合計値は、四捨五入により必ずしも100%とならない場合がある

表一 2 工事の種類別・災害の種類別死亡災害発生状況 (平成 23 年)

災害の種類	工事の種類	土木工事											建築工事					設備工事			合計	割合 (%)			
		水力ダム	トンネル	地下鉄	鉄道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	土木工事計	ビル建築	木造家屋	建築設備	その他	建築工事計	電気通信			機械設置	その他	設備工事計
墜落・転落		1	1	0	0	7	8	1	7	1	2	0	9	37	25	26	3	36	90	7	9	12	28	155	45.3
飛来落下		0	1	0	0	1	3	2	2	0	3	1	0	13	2	0	1	0	3	0	3	2	5	21	6.1
倒壊		0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	4	8	1	1	0	2	4	0	2	3	5	17	5.0
土砂崩壊		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	3	5	3	0	0	1	4	0	0	0	0	9	2.6
クレーン等		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0	0	0	4	1	0	1	2	8	2.3
自動車等		0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	1	9	17	8	4	2	7	21	6	0	9	15	53	15.5
建設機械等		0	1	0	0	1	6	4	0	0	1	0	4	17	9	2	1	3	15	0	0	4	4	36	10.5
電気		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	3	4	1.2
爆発火災等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0.3
取扱運搬等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	2	0	2	1	3	7	2.0
その他		0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	3	3	14	3	4	1	3	11	2	3	1	6	31	9.1
合計		2	3	0	1	16	24	10	9	1	9	5	35	115	57	37	9	52	155	17	21	34	72	342	100.0
割合(%)		0.6	0.9	0.0	0.3	4.7	7.0	2.9	2.6	0.3	2.6	1.5	10.2	33.6	16.7	10.8	2.6	15.2	45.3	5.0	6.1	9.9	21.1	100.0	

(注) 各項目における割合の合計値は、四捨五入により必ずしも100%とならない場合がある

ものである。

④重大災害の発生状況

建設業における重大災害（一時に3人以上の死傷者を伴う災害）は、前年に比し8件増えて95件となった。

また、死傷者数では42人増の393人となり、うち死亡者数は13人増の29人と約2倍の増加という状況となった（表-3）。

⑤東日本大震災の復旧・復興に関連する労働災害発生状況

建設業では、休業4日以上死傷災害が385人と最も多く、また、死亡者数も21人で、それぞれ全産業の約80%を占める状況となった（表-4）。

(2) 建設業における労働災害の特徴

建設業は、典型的な屋外産業であり、日々作業場所や作業条件が変化するとともに、気象条件の影響を非常に受けやすいという特徴がある。

また、一つの専門工事業者が長期間にわたって仕事を続けることは稀で、工事の進捗に伴い、関係職種や関係作業員の入れ替え等が頻繁に行われるというのも特徴である。

①熱中症による死亡災害の発生状況

屋外作業が中心の建設業では、直射日光を受けて行う作業が多く、夏季を中心とする高温多湿な時期での発生が見受けられ、その予防対策の徹底を図っている

ものの、平成22年は、厚生労働省が熱中症としての分類統計を始めた平成9年以降、最多（全産業で47人）の死亡者数となり、建設業では17人（36.2%）を数えた。

平成23年は、会員企業等の積極的な取り組みにより、7人（全産業：18人）と大幅な減少となった（表-5）。

表-5 熱中症による死亡災害発生状況（平成21年～23年）

業種	年		
	平成21年	平成22年	平成23年
全産業	8	47	18
建設業	5	17	7

熱中症発症の主な原因としては、「暑さ指数」いわゆる WBGT 値の測定を行わなかったり、暑さへの計画的な順化期間がなかったり、定期的な水分・塩分の摂取を行わなかったというものである。

②現場入場1週間以内の死亡災害が約半数

平成22年の死亡者数365人のうち、現場入場経過日数不明を除く283人中、現場に入場したその日（初日）労働災害での死亡者数が82人（約29.0%）、入場2日目が30人（10.6%）となっており、入場1～7日の間に173人と死亡者数全体の47.4%を占めており、現場入場経過日数における死亡災害の発生状況は、毎

表-3 業種別・事故の型別重大災害発生状況（平成22年・23年）

業種別	年別	死傷者数(人)	原因別(件数)												合計件数		
			爆発	破裂	土砂崩壊	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	火災高熱物	中毒薬傷	電気		海難	その他
全産業	22年	1,929(46)	9	0	2	0	1	7	7	1	116	14	46	0	0	42	245
	23年	1,394(50)	6	3	0	0	0	8	10	0	136	7	53	0	0	32	255
建設業	22年	351(16)	3	0	2	0	0	7	4	1	48	5	9	0	0	8	87
	23年	393(29)	3	0	0	0	0	6	7	0	62	1	12	0	0	4	95

()内は死亡者数

表-4 東日本大震災復旧・復興工事関連の労働災害発生状況

	原因別(人)										総計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	その他		
全産業	209(12)	29(0)	21(0)	56(3)	18(2)	29(2)	51(2)	28(1)	41(5)	482(27)	
建設業	182(11)	20(0)	19(0)	41(2)	15(1)	21(1)	39(2)	26(1)	22(3)	385(21)	
土木工事業	12(0)	9(0)	4(0)	11(0)	4(0)	6(0)	15(2)	5(0)	5(0)	71(3)	
建築工事業	148(8)	6(0)	10(0)	24(2)	6(0)	13(1)	21(0)	20(1)	12(2)	260(14)	
その他の建設業	22(3)	5(0)	5(0)	6(0)	5(0)	2(0)	3(0)	1(0)	5(1)	54(4)	

()内は死亡者数

年ほぼ同じ傾向にある。

3. 平成 24 年度の労働災害防止対策実施事項

本年度は、国が策定した第 11 次「労働災害防止計画」に基づき、当協会が、平成 20 年度を初年度とする「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第 6 次建設業労働災害防止 5 カ年計画）の最終年度にあたる。

この間、協会及び会員は、労働災害防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期し、

- ①計画期間中の死亡災害件数を 20% 以上減少させる。
 - ②計画期間中の死傷災害件数を 15% 以上減少させる。
- という目標を定め、日々労働災害防止活動を展開してきている。

この目標を達成するために、毎年度、会員が取り組む重点実施事項並びに主要災害防止の具体的対策等を作成し、会員事業場の労働災害防止活動を支援してきたところであるが、今年度の主な労働災害防止対策実施事項等を中心に簡単に示すこととする。

(1) 効果的なリスクアセスメントの推進

建設作業に潜在する危険性や有害性を洗い出し、それらの低減措置対策を検討し、実際の作業に反映させるリスクアセスメントの導入・実施の促進を図る。

建設業は、他の産業と異なる特徴が多く、その特徴を踏まえて作成した「リスクアセスメント建設業版マニュアル」を基本とした安全衛生教育などを実施し、工事計画段階及び作業手順作成時における効果的なリスクアセスメントの実施を促進する。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及・促進

建設業における労働災害を防止し、安全衛生水準の向上を図るためには、建設企業においてリスクアセスメントの確実な実施と、安全衛生管理活動を組織的・体系的かつ計画的・継続的に取り組むことが重要である。

当協会では、厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に即し、建設業の特性を踏まえ、建設企業が取り組みやすい内容とした「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（コスモスガイドライン）」を作成している。

このコスモスガイドラインを基盤とした労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、快適な職場の形成

の促進と安全衛生水準の向上が得られるよう、コスモスの導入、普及活動を実施する。

(3) 三大災害防止のための具体的対策

①墜落・転落災害の防止

- (a) 5 m 以上の構造の足場の組立て・解体等、作業主任者を選任する作業では、作業主任者の直接指揮で、安全帯・保護帽等の使用状況を監視させる。
- (b) 墜落のおそれのある作業等では、安全な作業床を設けるか、作業床を設けられないときは、安全ネットを設置し、親綱等を設けて安全帯を確実に使用させる。
- (c) 開口部、作業床の端部等には、床面から 90 cm 以上の柵、囲い、手すり及び覆い等の防護設備を設ける。
- (d) 安全帯を使用させて作業を行う場合には、十分な強度を有する安全帯取付設備を腰より高い位置に設け、その場所や使用方法等を周知する。
- (e) 安全帯の取付設備については、点検者を指名して、取付金具の亀裂や変形、親綱の摩耗や損傷等を点検させ、異常があるときは直ちに補修・交換する。
- (f) 足場の組立て・解体の作業では、大組、大払し、手すり先行工法等の墜落によるリスクが低減したものを導入する。
- (g) 足場の組立てまたは変更後に足場での作業を行うときは、足場の組み立て等作業主任者能力向上教育を受講した者など、足場の点検に十分な知識・経験を有する者がチェックリストに基づいて点検する。
- (h) 足場の最大積載荷重及び載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示する。

②車両系建設機械等による災害の防止

- (a) 作業場所の地形、地質、埋蔵物等の状況等を調査して、機械、能力、運行経路、作業方法を盛り込んだ作業計画を定める。
- (b) 車両系建設機械等の種類、能力に応じ、有資格者の中から運転者を指名し、氏名を運転席に掲示する。
- (c) 建設機械等を用いて行う作業では、必要な教育を実施した誘導者を配置し、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせるとともに、接触防止のため周辺作業員には機械の旋回範囲内へ立入らせないよう指示を徹底する。
- (d) 車両系建設機械等は、法令で定められた特定自

主検査、定期自主検査等を定期に実施し、さらに作業開始前の点検を行い、異常があるときは直ちに補修等を行う。

- (e) 建設機械の用途外使用の防止を徹底し、クレーン機能付きドラグショベルを用いた安全対策を徹底させる。
- (f) 基礎工用機械の運転では、アウトリガーまたは拡幅機能付きクローラを有する機械を用いて作業を行う際は、最大に張り出して使用する。また、高所作業車による作業では、アウトリガーを最大に張り出す。
- (g) 運転者が運転位置を離れるときは、原動機を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジンキーを外しておく。
- (h) 高所作業車の作業床上での作業では、安全帯を使用させ、作業床上に作業者がいる場合には走行させない。
- (i) コンクリートポンプ車による作業で、ブーム使用時には、合図者を指名して操作者とホースの先端を保持する指示をし、かつブーム下における作業を禁止する。

③クレーン・移動式クレーンによる災害の防止

- (a) クレーンの種類、能力に応じて、有資格者の中から運転者を指名し、氏名を当該クレーンの運転室に掲示する。
- (b) 運転中は、関係者以外の者の作業半径内への立入禁止の措置を講じ、つり荷の直下には作業員を立入らせない。
- (c) 性能検査のほか、点検基準により作業開始前点検・月例自主検査・年次自主検査を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。
- (d) 安全装置、外れ止め等は、構造規格に適合したものを備え付け、その機能を停止させないようにする。
- (e) アウトリガーは最大に張り出し、軟弱地盤上では、敷鉄板等で補強を行い、転倒のおそれのない位置に設置する。
- (f) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため周囲の状況を確認し、電路の移設、防護等を行い、監視人を配置する。
- (g) つり荷の形状、荷姿、質量に応じた玉掛け用具を使用し、玉掛け用具（特に玉掛けワイヤロープ）等は、作業開始前に点検・整備を行う。

④倒壊・崩壊災害の防止

- (a) 足場や型枠支保工等の仮設構造物の設計時は、特に水平方向の安全性を十分考慮し、荷重・外

力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。

- (b) 仮設構造物の組立ては、作業方法、順序等の作業計画を定め、組立図を作成し、それに基づいて行う。
- (c) 仮設構造物に使用する材料、特に経年仮設機材は事前に点検し、著しい損傷、変形、腐食のあるものは使用しない。
- (d) 建設物の骨組み、足場の組立て、解体などの作業では、関係者以外を立入禁止とし、強風、大雨、大雪等の悪天候のときは作業を中止する。
- (e) 足場や型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を十分に設ける。
- (f) コンクリート造の工作物の解体等の作業では、コンクリート造の工作物の解体作業主任者を選任する。
- (g) コンクリート造の工作物等の解体作業は、作業順序、切断方法、控え等の設置方法等の具体的な危険防止措置を盛り込んだ作業計画を定める。
- (h) 小規模な溝掘削を伴う上下水道工事では、土止め先行工法により実施する。
- (i) 地山の掘削作業では、作業箇所、その周辺の地山の調査を行い、施工方法や順序などの計画を立てる。
- (j) 地山の崩壊のおそれのある場合は、土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵、防護網等を設ける。
- (k) 高さが2 m以上の地山の掘削は、地山の掘削作業主任者を選任し、法令で定められた事項、掘削面の作業開始前・作業中の状態の変化を確認させる。
- (l) 土止め支保工の組立ては、組立図を作成し、切りばり・腹おこしの取付け・取りはずしの作業は、土止め作業主任者を選任して行わせる。
- (m) 土止め支保工は、設置後7日を超えない期間ごと、中震以上の地震後、大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのあるときは、部材の損傷、変形等を点検する。
- (n) 明り掘削の作業では、点検者を指名し、作業開始前に掘削面等の地山の法肩部付近のき裂、周辺地盤の陥没、湧水の発生等の状態を点検し、安全を確認してから作業を行わせる。
- (o) 浮石等の除去作業は、技量のある者を指名し、下方に他の作業員がいないこと等を確認する。

(4) 東日本大震災等の自然災害に伴う復旧・復興工事における具体的対策

- ① 工事の進捗に応じた施工計画、作業計画を作成し、それら計画に基づき安全に施工する。
- ② 建築物等の解体・改修工事及び除染作業での労働者と車両系建設機械等との接触防止のため、立入禁止措置や誘導員の配置を徹底する。
- ③ 墜落・転落災害防止のための設備の確保、特に設備の確保が困難な屋根上での作業では、必ず安全帯を使用し、親綱等を確保する。
- ④ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、工事エリアごとに、元方事業者、発注機関等関係者で構成する協議組織を設ける。
- ⑤ 異業種から新たに参入する労働者に対する安全衛生教育を、岩手県・宮城県・福島県の東日本大震災復旧復興工事労働災害防止支援センターとの連携により実施する。
- ⑥ 安全靴、保護帽、保護手袋、防じんマスク等、作業内容に応じた保護具を確実に使用する。

(5) 熱中症の予防対策

- ① 通気性、透湿性のよい服装で、保護帽の後部に日よけたれ等を取り付ける。
- ② できるだけ直射日光を遮ることのできる休憩所を設け、作業者の疲労回復のため、適切な休憩時間や作業休止時間を設ける。
- ③ 作業者の日常の健康状態を把握するとともに、作業者自身による健康管理を徹底するため熱中症に関する労働衛生教育を行う。
- ④ 作業場所に冷却水、氷水、スポーツドリンク等を設置し、十分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにする。
- ⑤ 作業中は、作業者の健康状態に異常がないかを確認するための巡視を頻繁に行う。
- ⑥ 高温多湿な作業場所ではじめて作業する作業者には、徐々に暑さに慣れさせる期間（順化期間）を設けるなど配慮する。

(6) 新規入場者教育・送り出し教育等の実施

新たに現場に入場した作業者は、現場の状況やルールに不慣れなこともあり、現場に入場して1～7日の間に発生する死亡災害が約半数を占めている。このこ

とから、新規入場者教育及び送り出し教育の実施を徹底し、新たな現場の情報等を与えて災害防止を図る必要がある。

- ① 現場の状況、規律（ルール）、安全作業の実施に必要な事項などを新規入場時に教育し、併せて適正配置のための確認事項として、経験の程度や健康状態などを確認する。
- ② 作業日数が短く、新規入場者教育に十分時間を確保できない状況が生じた場合などでは、作業者を送り出す協力業者が、元請の協力の下に、「送り出し教育」として現場の状況、現場でのルール、安全作業に必要な事項等について、現場に入場する前日に実施する。

4. おわりに

建設業は、日々の天候などにより作業条件や環境が変わり、危険の度合いも変わることから、作業開始前に実施する危険予知活動（KYK）を確実に実施して、その日の作業手順書に基づく作業指示の徹底と作業中の巡視による指導の徹底が大切である。

また、死亡災害には至らなかったものの、一步間違えれば大きな災害となる要因である「ヒヤリハット事例」を収集し、その防止対策を取りまとめ、それに基づく事例研究等を定期的実施することにより、すべての作業員に労働災害防止に対する意識と安全作業の重要性の確認に効果があると考えられる。

労働災害防止対策では、基本的な労働災害防止対策はもとより、リスクアセスメントの確実な実施が、危険ゼロの職場を形成するうえで欠かすことのできない取り組みであり、企業のトップから現場の作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ることが重要である。

最後に、誌面の関係から主な対策のみの記載となったが、詳細については、「平成24年度建設業労働災害防止対策実施事項」を参考にさせていただきたい。

JICMA

【筆者紹介】

林 守彦（はやし もりひこ）
建設業労働災害防止協会
業務部長

